

策定年月	令和5年1月
見直し年月	令和〇年〇月

# 麦・大豆国産化プラン

産地名：南幌町

（作成主体：南幌町農業再生協議会）

# 1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

## [麦生産について]

南幌町で生産している小麦品種「きたほなみ」は、ほぼ全量(6,500トン)をホクレン農業協同組合連合会に販売している。また、「ゆめちから」については、ホクレン出荷が4割強、残りは生産者と北海道内の商系集荷業者との契約により生産されている。当産地で生産される小麦については現在のところ全量実需と結びついてるところだが、「ゆめちから」については令和5年産民間流通連絡協議会における販売予定数量が購入希望数量を上回るミスマッチが生じていることもあり、今後系統組織と協議を行い必要に応じて品種の切り替え等について検討を行っていく。

## [大豆生産について]

大豆については、生産量の約3割が系統出荷、残りについては自主販売先及び商系業者とマッチングしており、現在のところ大きなミスマッチは発生していないが、今後の需給状況においてはミスマッチの発生も懸念される為、需要に見合った品種の選択による安定生産の確保が必要となる。

## [課題及び課題解決に向けた取組方針について]

近年、作付面積は麦・大豆ともに横ばいとなっているが、農家戸数の減少に伴い担い手への農地の集積が進み1戸当たりの作付面積が増加している。

麦については転作における主要作物となっていることから作付比率が高く、連作による地力低下や連作障害による単収低下が懸念され、土壌診断に基づく地力の回復、土壌改良資材の施用等の実施を推進する必要がある。

大豆に関しては排水不良により単収が安定しない圃場が散見され、改善を要するほか、近年の取扱量の増加に地域の集出荷体制が追いついておらず、課題となっている。

また、諸課題を解決するために「生産性向上の推進」のメニューを実施するとともに、「新たな営農技術の導入」でカッターによる幅広型心土破碎を実施し、排水対策を講じる。

麦・大豆ともに輪作計画(連作の解消)を考慮しつつ、団地化を推進し、生産性の向上を図る。

※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

## 2. 産地と実需者との連携方針

**南幌町**における麦の取扱量については約9,800トン(令和4年度実績)となっており、ほぼ全量においてホクレン農業協同組合連合会及び北海道農産物集荷協同組合を介し実需者へ供給している。

ホクレン農業協同組合連合会を介した供給については、「きたほなみ」約6,500トン、「ゆめちから」約1,700トン、「はるきらり」約430トンとなっており、**非公表**をはじめとした全国各地の実需者と結びついている。また、系統外における実需者との連携については、主に「ゆめちから」において生産者が北海道農産物集荷協同組合を介し**非公表****非公表**といった道内外の実需者へ供給するほか、小麦の加工を行うアグリシステム株式会社へ直接供給するといったケースもあり、取扱量としては1,000トン程の実績となっている。その他、「はるきらり」や「キタノカオリ」等のパン・中華めん用品種についても、生産者自らが小麦の加工を行うアグリシステム株式会社を実需として直接供給する。

大豆の取扱量については約2,100トン(令和3年度実績)となっており、JAなんぼろをはじめホクレン農業協同組合連合会や北海道農産物集荷協同組合といった集荷団体を介し実需者へ供給している。

JAなんぼろを集荷団体とする契約において生産された大豆については、約1,000トンを中心に株式会社萩原敬造商店を介し主に豆腐等の製造業者である**非公表**へ供給する。

ホクレン農業協同組合連合会を介した供給については取扱量が約600トンあり、「ユキシズカ」を**非公表**へ、「トヨムスメ」を**非公表**等へ供給する。また、系統外実需者との連携については「トヨムスメ」「ユキシズカ」「スズマル」等の品種において生産者がアグリシステム株式会社へ供給する。

**南幌町**で生産した麦大豆は上記の製粉業者や加工業者をはじめとした各実需者と結びついており、今後の取扱目標については、令和3年策定の「南幌町麦・大豆産地生産性向上計画」からの継続性を考慮し、小麦については令和9年産の目標値として9,566トン、大豆については令和8年産の目標値として1,823トンと設定する。

※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

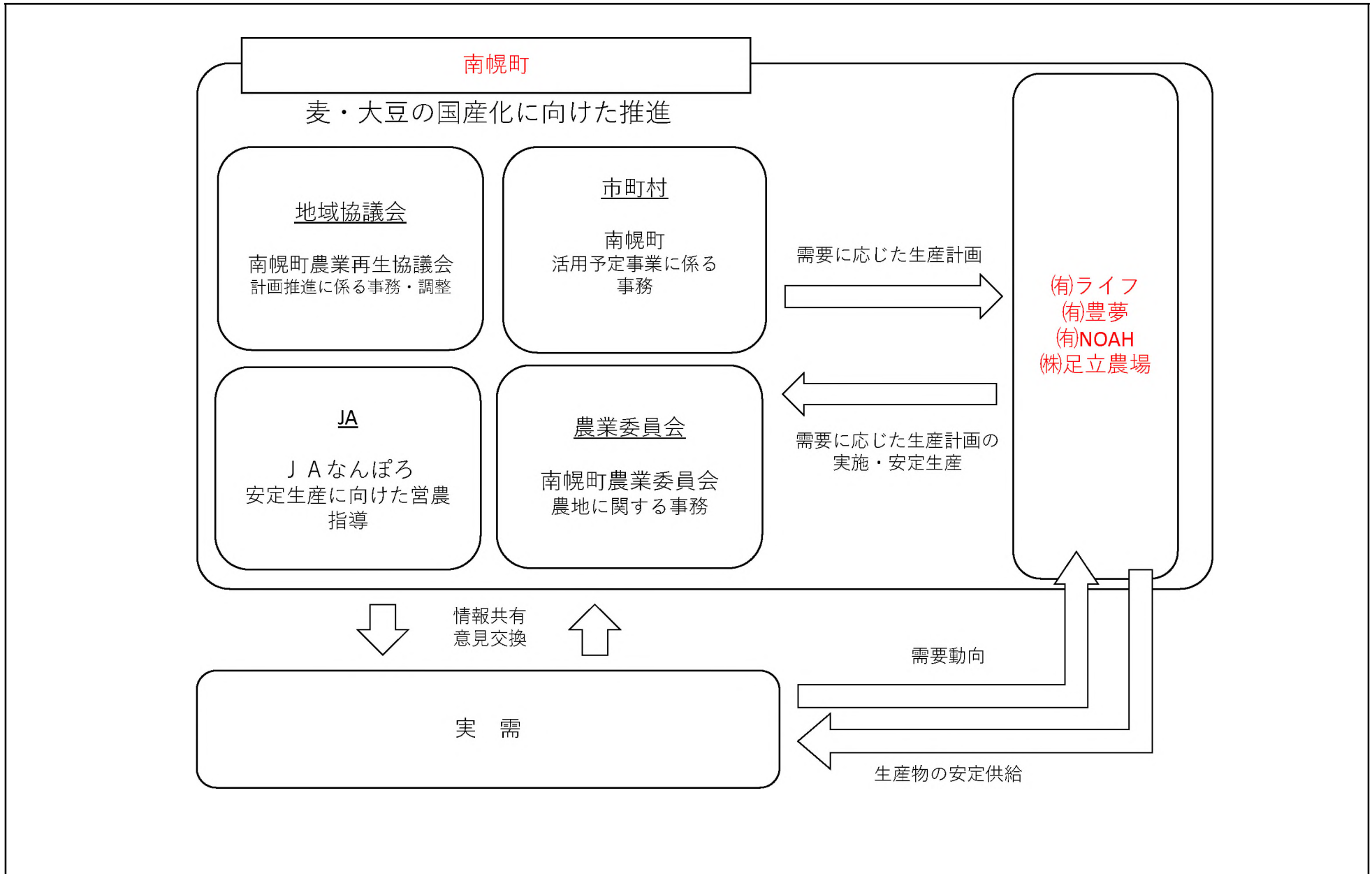
※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者(製粉会社、製パン会社、製麺会社等)とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先(最終実需者)について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

### 3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割



※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。